

別居・離婚後の面会交流についての法整備を求める意見書

平成24年4月1日に民法が改正され、同法第766条第1項では「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」と定められ、子の養育費と、別居する親子の交流について明記された。面会交流は「子供の心の成長を担うもの」、養育費は「子供の身体の成長を担うもの」であり、車の両輪のような関係である。しかし、現在も面会交流についての議論は停滞していて、実情も変わっていない。

現在、両親の話合いだけで離婚が成立できる状況にあり、同法第766条第1項は面会交流の取決めを義務づけるものではない。家庭裁判所においても、離婚調停と面会交流調停は別に申し立てなければならず、離婚と面会交流は分けられている。本来は同法第766条第1項にあるように、離婚に向けた話合いの中で、子供の利益を優先して決めるべきである。

厚生労働省発表の「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」によると、面会交流の取決め状況は、母子世帯では24.1%と非常に少なく、民法改正前の平成23年度の23.4%と大きく変わっていない。取決めをしない理由は、母子世帯では「相手と関わり合いたくない」が25%と最も多く、「相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があった」は3.1%となっており、多くの場合、子供のための面会交流が親同士の都合で決められてしまう状況である（後者の場合は民法第834条の親権喪失や停止等の適用、更生プログラムで対応が可能なはずである）。面会交流の内情については、先の報告では「面会交流を行ったことがない」が母子世帯で約半数を占める。

また、裁判所発表の司法統計平成30年度の「離婚の調整成立又は調停に代わる審判事件のうち面会交流の取決め有りの件数」によると、月1回以下が9割、宿泊なしが9割と大変低頻度となっている。この月当たりの回数には、具体的根拠も指標もないのが現状であり、法務省の「受刑者との面会について」に説明のある受刑者と月当たりに面会できる回数を下回っている。このような面会交流の取決め内容と頻度では、親子の絆を保つことは非常に困難であり、子供の親に会いたい気持ちが抑制され、十分な愛情を受け取ることができない。

2019年3月の国連児童の権利委員会「日本の第4回・第5回統合定期報告書に関する総括所見」や、2020年7月の欧州議会決議によると、海外からは日本の面会交流の現状や共同養育（頻繁で継続的な面会交流であり、両親が親として子の養育に関わり責任を持つもの）等について、子供の福祉に不十分として強い勧告を受けている。国内の政策から見ても、各党の政策や司法制度調査会の提言はもちろんのこと、共同養育支援議員連盟でも重要かつ超党派の問題として取り組まれている。

近年では、一人親の子供への虐待や育児放棄、交際している異性や養父母からの虐待で、罪もない子供が犠牲になる不幸な事件が増えている。いつ、どこの町でこのようなことが起きるかわ

からない。頻繁な面会交流や共同養育が行われていれば、子供を多くの目で見守れ、事件を防ぐことができたかもしれない。

このように、現状の別居・離婚後の面会交流では、親子関係が希薄になるという大変深刻な状況であり、子供に多くの不利益が生じ、国内外から問題視されている。

よって、本市議会は、国に対し、子供たちの健やかなる心の成長のためにも、数多くの目で見守るためにも、別居・離婚後の面会交流について具体的な根拠と指標を設け、頻繁で継続的な面会交流の法整備を実施するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年8月28日

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣

座間市議会議長 上 沢 本 尚